

## 海田町社会福祉協議会レクリエーション活動機材貸出基準に関する内規

### 1. 目的

地域や近隣におけるふれあい交流事業を行うグループ・団体にレクリエーション活動機材（以下「機材」とする。）を貸し出すことで活動の活性化を図り、住民間交流を促進することを目的とする。

### 2. 貸出

海田町社会福祉協議会（以下「本会」とする。）は海田町内及び近隣のグループ・団体に対し、申請に基づき機材を無料で貸し出すものとする。

貸出を行う機材は、別紙のとおりとする。

### 3. 貸出対象者

海田町内及び近隣で行われる地域住民のふれあい交流を促進するグループや団体（以下「使用者」とする。）とする。

ただし、海田町内のグループ・団体を優先とする。

### 4. 貸出申請

使用者は、物品借用願を本会へ提出するものとする。

貸出期間は、活動機材を管理する本会と調整のうえ、最長1週間とする。

### 5. 管理

使用者は、機材を善良に管理するものとする。また、使用者は、機材を他の目的に使用し、又は転貸してはならない。

使用者が、機材に破損等を見つけた際は、速やかに本会へ報告するものとする。

また、使用者が、機材を不注意により破損故障させた場合等については、使用者が修繕及び弁償するものとする。ただし、会長において特に必要があると認めた場合には、修繕及び弁償の責務は免除することができる。

運搬中を含め、貸出中に生じた事故については、原則として本会は責任を負わないものとする。

### 6. 返却

機材の使用が終わったときは、使用者は、速やかに本会へ返却するものとする。

### 7. 運搬

機材の借受、返還に伴う運搬については、原則として使用者が行うものとする。

### 附 則

この内規は、令和6年1月9日から施行する。